

仕 様 書

| | | | |
|--------------------------|---|-------|--------------------------|
| 番 号 | 令和6年度 () 第 号 | | |
| 件 名 | 伊賀南部環境衛生組合庁用車両賃貸借 (軽四乗用自動車 ワゴンタイプ1台) | | |
| 場 所 | 伊賀市 奥鹿野1990番地 地内 | | |
| 金 額 | 月額 | 円也 | 内消費税及び 地方消費税額 円 |
| 賃貸借期間等 | <ul style="list-style-type: none"> ・納車期間は、令和6年10月1日から令和6年10月8日まで ・賃貸借期間は、納車日から84か月間(7か年間) | | |
| 備 考 | 令和6年度 | 円 (内税 | 円) |
| | 令和7年度から12年度 | 円 (内税 | 円) |
| | 令和13年度 | 円 (内税 | 円) |
| 概 要 | | | |
| 軽四乗用自動車(ワゴンタイプ)賃貸借 1台 | | | |

内 訳 書

| 項 目 | 内 容 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|-------------------------|---|-------------|-----|-----|
| 賃貸借対象車両 軽四乗用自動車 | | | | |
| 自動車リース料 84か月(7年) | | | | |
| 月額リース料 | 消費税及び地方消費税額 月額リース料(税込) | 1台 | | |
| 年度別リース料 | 令和6年度リース料(R6.10月分～R7.3月分) 内消費税及び地方消費税額 | 6か月 | | |
| | 令和7年度～12年度 内消費税及び地方消費税額 | 72か月 | | |
| | 令和13年度(R13.4月分～R13.9月分) 内消費税及び地方消費税額 | 6か月 | | |
| 期間総リース料 | 84か月(7年) 内消費税及び地方消費税額 | 84か月 | | |
| | | | | |

特記仕様書

1. 概要 賃貸借の対象物件は、伊賀南部環境衛生組合の公用車として使用する自動車である。

2. 賃貸借物件

(1) 車種 軽四乗用自動車

(2) 数量 1台

(3) 主要諸元

①排気量 660ccクラス

②ボデー形式 乗用タイプ 5ドア ワゴンタイプ

③乗車定員 4名

④駆動方式 2WD

⑤変速機形式 AT免許で運転できる構造であれば可

⑥環境性能

<燃費性能>2020年度基準以上

<低排出ガス車認定レベル>平成30年排出ガス基準50%低減レベル以上

⑦その他

・入札時最新型、新車

・車体の色は白とする。

・年間見込走行距離は、10,000kmとする。

(4) 装備品 ①パワーウインドウ（前席2席以上）

②集中ドアロック

③エアコン

④パワーステアリング

⑤SRSエアバック（運転席・助手席）

⑥AM/FMラジオ

⑦リモコンキー

⑧ドライブレコーダー

記録メディアの容量は、32GB以上のものとする

※①～⑧の装備品は、オプションによる追加装備も可とする。

(5) 付属品 ①フロアマット（前・後部座席）

②ドアバイザー（運転席・助手席）

③文字入れ 発注者が指定する車体の位置に車体番号をシートにより表示すること。なお、文字色については、黒とする。

(6) その他

・本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは、装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

・納車後、発注者が啓発用広報装置一式（スピーカー、純正キャリア取り付け）及び啓発用マグネットシートや広告マグネットシート等を貼り付けることがあるので、予め了承しておくこと。なお、リース車両を返還する際には、発注者の責任において取り外すものとする。

3. リース料に含まれる費用及びサービス等

- (1) 費用
- ①車両代金
 - ②当初登録諸費用（車庫証明・納車費用含む）
 - ③自動車税（環境性能割・種別割）（期間中全額）
 - ④自動車重量税（期間中全額）
 - ⑤自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
 - ⑥自動車リサイクル法にかかる費用
- (2) サービス
- ①法定点検等（6か月・12か月）
車検整備（全期間中、車検・点検・タイヤ交換等、引き取り費用を含む）
 - ②一般消耗品の補充及び交換
 - ③オイル交換及び補充（オイルエレメント含む）
 - ④バッテリー交換（賃貸借期間中1回）
 - ⑤タイヤ交換（年2回の夏用・冬用の交換、摩耗等によるタイヤの入替）
 - ・夏用タイヤ6本
 - ・冬用タイヤ4本（ホイール付スタッドレスタイヤ1台分4本）
- (3) その他
- ・本物件の瑕疵に関するすべての費用は、受注者が負うものとする。
 - ・期間満了後に、リース車両の査定額と残価の差額との清算は、行わないものとする。

4. 契約方法等

- ・本物件は賃貸借とし、発注者と受注者との間で賃貸借契約を締結する。ただし受注者が直接賃貸できない場合は、受注者指定のリース会社からの賃貸も可とする。
- ・本契約は地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の17の規定に基づく長期継続契約とする。
- ・本物件の賃貸借契約の期間は、84か月間（7年間）とする。

5. 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

6. 支払方法等

- ・本物件の支払いは月払いとし、請求は使用月の翌月にするものとする。
- ・最終月の請求は、賃貸借期間満了後とする。

7. 納車場所 発注者が指示する場所